関係者各位

指定管理者
オカモト・角弘・青森放送・東洋建物共同企業体

青森市スポーツ会館

大会等を開催される主催者の皆様へ

日頃より当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

当施設の利用時間(営業時間)は、青森市の条例に基づき、規則で定められております。

青森市スポーツ会館利用時間（営業時間）：9:00～22:00

施設利用につきましては、原則その利用時間(営業時間) 内でのご利用となります。

これまで大会やイベント等につきましては、円滑な運営に配慮するため、個別の事情に応じて開館時間の繰上げ等に対応してまいりました。そのため、開館時間の繰上げ (営業時間前の入館)を希望される利用団体が増えた一方で、その多くにおいて利用終了予定時刻前に大会が終了し撤収されている状況が多数確認されております。

この現状を鑑み、使用時間(営業時間)の適正な運用及び利用者間の公平性の確保、施設管理体制の統一化を図る必要があることから、今後の運用を以下の通り見直しいたします。

ご利用時間は条例規則に基づいた使用時間(営業時間) 内とし、開館時間の繰上げ(時間外利用)等の使用許可は原則行わないこととといたします。また、特段の理由がある場合の時間外使用は、条例により別途申請と審査を経て、青森市長の許可が必要です。

これに伴い会場設営、競技実施、撤収作業につきましては、使用時間(営業時間) 内での実施計画策定の上、申請をして下さい。なお、準備に時間を要する場合は、前日からの使用をご検討下さい。

皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。